

やってみよう！

建設業許可電子申請

事業年度の終了（決算の変更届出書）編

1

準備

Gビスアカウントの準備

システムのご利用（ログイン）にあたっては、デジタル庁が提供する「G BizID」が必要になります。
※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。
※詳細は、「gBizID」サイトへ

gBizIDで行政サービスへのログインをかんたんに
G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

gBizID

検索

gBizIDを作成

2

届出

変更届出書の作成・届出

提出書類は新潟県の建設業許可申請の手引きをご確認ください。

システムの操作方法是国土交通省のホームページにシステム操作マニュアルやシステム説明動画（YouTube）が掲載されていますので、参考してください。

3

補正

受付状況の管理・補正対応

審査状況をリアルタイムで把握可能、補正も入力が可能です。

4

受理

変更届出書の受理＝“届出確認済”

システム上で、「受理」の状況が分かります。確認後すぐに別の業務に取りかかれます。
『届出確認済』になったら審査完了（受理）です。

これが受理済み！

詳しくは、国土交通省のホームページをチェック

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)

建設業許可や経営事項審査の電子申請の受付を開始しております。申請・届出は、国土交通省の全国統一のシステムで行います。

建設業許可 電子申請

検索

JCIPログインはこちら：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

システムに関するご照会(申請・届出等、操作のお問い合わせ)

JCIPヘルプデスク(受付時間：平日 9:00～17:00) TEL:0570-033-730



gBizID プライムアカウントを作成(既に gBizID プライムアカウントをお持ちの場合は不要)

- ①JCIP のトップページ(右画面)を開く
- ②“G Biz ID を作成”ボタンを押下
- ③gBizID のトップページを開く
- ④「gBizID プライム」アカウントを取得



事業年度の終了(決算の変更届出書)の作成と補正

ログイン

許可番号入力

作成・届出

送信

補正

- ①取得済の gBizID アカウントより「ログイン」
- ②「許可番号(半角数字6桁)」を入力後、“許可を受けた後の届出をする”ボタンを押下

大臣知事コード 第 号

- ③“事業年度の終了”のボタンを押下→必要な書類の作成・届出が可能
- ④必要事項を入力、納税証明書などデータを貼付して“送信”(届出)
- ⑤「申請番号」が発番され、「確認待」になる
- ⑥申請した内容に不備等があった場合、補正指示の通知が届く
- ⑦補正対象箇所を JCIP 上で補正後、「訂正対応済」で“送信”

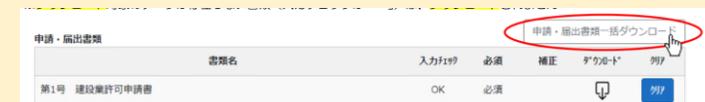
注！半角数字6桁

許可を受けた後の届出をする

届出確認済

「届出確認済」の通知を受信

※入力・保存した届出書類を、PDF ファイルとしてダウンロードできます。



納税証明書について

【質問】

今まで地域振興局県税部から取り寄せた納税証明書は、システム上で取得できますか？

【回答】

県税の納税証明書は、現在、システム上で取得することが出来ません。

従来どおり地域振興局県税部から取り寄せていただきますようお願いいたします。

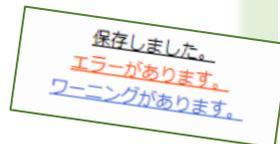
なお、電子申請では、納税証明書のPDFや写真などをシステムに貼付いただき確認させていただきます。

表題名	ファイル名	必須	サイズ	操作
定款	011_納税書01_01_01.pdf			削除
納税証明書	011_納税書02_01_01.pdf	必須		削除
事業報告書	011_納税書03_01_01.pdf			削除
有価証券報告書				削除

エラー表示について

【質問】

エラー表示が出ています。電子申請のデータを送信できませんか？



【回答】

エラー表示には、“エラー”と“ワーニング”の2種類あります。

エラー発生時には、画面上にメッセージが表示されます。エラーが発生している状態では、JCIP上で作成した申請・届出データを送信できません（保存することは可能です）。

ワーニングは、エラーでなく注意喚起の意味です。入力内容を確認して誤りがなければ、送信することが出来ます。

届出確認済とは

【質問】

決算の変更届出書の状態が『届出確認済』となっていますが、これは受理されたということですか？

【回答】

変更届出書の受理をしましたら『届出確認済』となります。こちらで手続きは完了となります。

経営事項審査に進む場合は、『届出確認済』後に申請をお願いします。



届出後の閲覧について

【質問】

建設業許可の決算の変更届出書の閲覧はどこで確認できますか？

【回答】

令和5年4月より、国土交通省では建設業許可電子閲覧システム（JCIP電子閲覧システム）の運用を開始しております。

JCIP電子閲覧システムはこちらから

[建設業許可 電子閲覧](#) [検索](#)

※電子閲覧対象はJCIPで申請されたものに限りです。

電子申請のメリット

会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への郵送での申請・届出が不要になります。

エラーチェックや自動計算でミス防止

申請書類の作成に必要な手間を省けます。電子申請システムを利用すれば、エラーチェックや必要な計算をシステム側が自動で行います。

また、財務諸表では、入力を「円単位」で行い、出力単位（印刷時）を「千円単位」に設定することも出来ます。

操作方法で不明な点はヘルプデスクが対応

操作方法で不明な点は、システムの「お問い合わせ」からお問い合わせいただくか、ヘルプデスク電話0570-033-730（ナビダイヤル）にお電話ください。

納税証明書は写真でも受付

引き続き、地域振興局で納税証明書を取り寄せていただきますようお願いいたします。取り寄せた納税証明書は、PDFや写真でも可能としますが、内容が読み取りにくい場合や、修正等により真偽が疑われる場合は、再提出していただく場合があります。

こんな機能もある電子申請

電子申請システムの決算の変更届出書は、外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回電子申請したデータを利用した申請書類の作成ができますので、入力の手間が省けます。ただし、データ取込については、対応するデータのみとなりますのでご注意ください。

今後さらに発展していく可能性を持つもの

電子申請システムは、建設業界をはじめ、関係者や行政庁と議論を重ねながら、さらに利便性の高いものに日々更新されています。建設業界の先行きを見据え、システムの利用にできるだけ早い段階で移行して見てはいかがでしょうか。